

女性活躍推進法に基づく情報公表



(1) 男女賃金の差異

全職員	71.4%
正職員	75.1%
嘱託職員	68.3%

対象期間：令和7年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
賃金：通勤手当を除く

(2) 女性管理職比率 9.1%

(3) 有給休暇取得率

全職員	37.7%
正職員	35.7%
嘱託職員	47.4%

以上